

# 概要版

## |第4次|木津川市障害者基本計画 支えあいプラン

## |第7期|木津川市障害福祉計画

## |第3期|木津川市障害児福祉計画



令和6(2024)年3月

### 本計画と特に関連が深いSDGs



## 計画策定の趣旨

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」及び「第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画」を策定します。

## 計画の位置づけ

「第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

「第7期木津川市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

「第3期木津川市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援や障害児相談支援を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

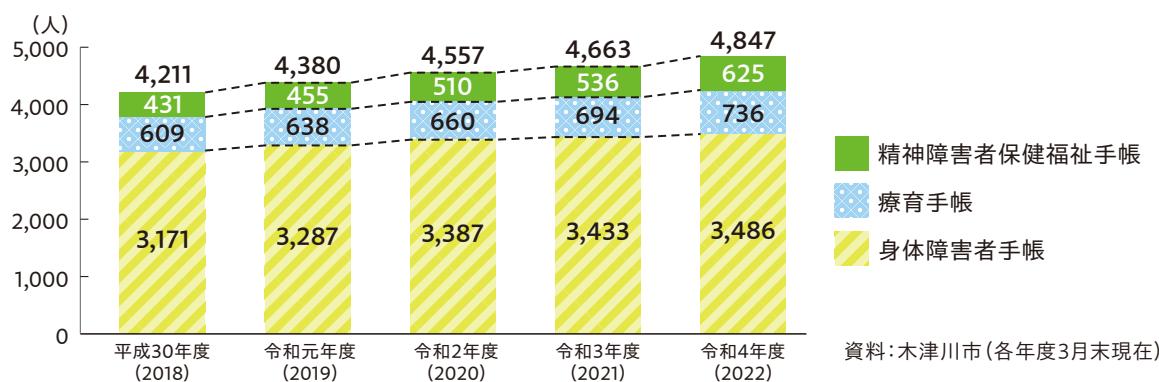
## 計画の期間

「第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」の計画期間については、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

「第7期木津川市障害福祉計画」・「第3期木津川市障害児福祉計画」の計画期間については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン(6年間)					
第7期木津川市障害福祉計画(3年間)			第8期木津川市障害福祉計画		
第3期木津川市障害児福祉計画(3年間)			第4期木津川市障害児福祉計画		

## 障がい者手帳所持者数の推移



# 第4次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン

## 基本理念

つながり 支えあい 互いを認めあい  
安心して生きがいを持ち暮らし続けられる福祉のまち

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが自分らしく個性や能力を發揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支えあう社会の実現を目指します。

3つの基本テーマと6つの基本方針を設定し、計画の推進を図ります。

### 基本テーマ① ともに支える地域づくり

- ソーシャル・インクルージョンの理念のもと、障がいのある人もない人も、市民みんなが障がいに対する理解を深め、障がいのある人の目線に立って総合的な支援体制づくりを進めます。
- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれのではなく、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、地域包括ケアシステムを構築し、「地域共生社会」をめざします。

### 基本テーマ② 子どもの成長と、自立した社会参加の仕組みづくり

- 障がいや発達に課題のある子どもについては、早期発見・早期療育により障がいの程度に応じたきめ細かな支援や教育を行います。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重するとともに、必要に応じて意思決定や権利擁護に関する支援を行います。
- 障がい特性や個々のニーズに応じた日中活動または就労等により社会参加を促進します。

### 基本テーマ③ 安心して暮らすことができる生活環境づくり

- 普段の生活から緊急時等における対処のあり方まで含め、安心して地域で暮らせる環境づくりをハード・ソフト両面から進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消、障がい者虐待の防止に取り組みます。

# 施策の展開

## 基本方針 1

### みんなで支えあうあたたかいまちにしよう

施 策	
【1】ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの推進	①人権尊重と差別解消の推進 ②啓発・広報活動の推進 ③福祉学習の推進
【2】ボランティア及び交流活動の展開	①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の振興 ③地域交流の推進
【3】障がいのある人の多様な学習や活動への参加促進	①生涯学習の推進 ②文化・芸術活動への支援 ③スポーツ・レクリエーション活動への支援

## 基本方針 2

### たて、よこ、ななめに支援を結ぶまちにしよう

施 策	
【1】相談支援と情報提供・共有の充実	①相談支援と情報提供体制の充実 ②自立支援協議会の場の活用
【2】権利擁護の推進	①権利擁護と虐待防止の推進

## 基本方針 3

### 子どもたちが交流し、自分らしく成長できるまちにしよう

施 策	
【1】療育、保育の支援	①母子保健及び障がいの早期発見・早期対応 ②発達障がいのある子どもへの支援体制の充実
【2】学校教育体制の充実	①障がいのある子どもに寄り添った学校教育の充実
【3】放課後等の居場所づくり	①放課後、休日、長期休暇中の支援の充実
【4】福祉教育の推進	①福祉教育の推進

## 基本方針 4

### 働きたい気持ちに応える、理解と活力のあるまちにしよう

施 策	
【1】就労支援の充実	①企業啓発等による雇用の促進 ②職業相談・指導体制の充実
【2】職業訓練と福祉的就労環境の充実	①職業訓練機会の充実 ②福祉的就労機会の充実

## 基本方針 5

### いつまでも地域で暮らせる身近な支援のあるまちにしよう

#### 施 策

##### 【1】地域生活への支援サービスの充実

- ①障害福祉サービスの提供
- ②地域活動支援センターの活用
- ③補装具、日常生活用具等の給付の促進
- ④外出のための支援の充実
- ⑤家族介助者への支援の充実
- ⑥手当等の支給

##### 【2】住環境の確保

- ①障がいのある人に適した住宅改修支援 等

##### 【3】保健・医療体制の充実

- ①保健事業の推進
- ②精神障がいのある人への支援
- ③医療機関との連携強化
- ④自立支援医療費の給付、医療費助成等の適正な運営

## 基本方針 6

### だれにとっても安心・安全で快適なまちにしよう

#### 施 策

##### 【1】福祉のまちづくりの推進

- ①バリアフリー・ユニバーサルデザイン・インクルーシブの推進
- ②交通環境の整備

##### 【2】防災・防犯体制の強化

- ①防災対策の充実
- ②防犯対策の強化

##### 【3】情報アクセシビリティ・ コミュニケーション支援の充実

- ①情報提供体制の充実
- ②コミュニケーション支援の充実

## 障がいに関するさまざまなマーク

[ 障がいのある人のための  
国際シンボルマーク ]



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合は、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力ををお願いいたします。  
※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全般を対象としたものです。

[ オストメイトマーク ]



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。  
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力ををお願いいたします。

## 第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画

### 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

項目		目標値 (令和8年度)
(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	地域生活への移行者数 施設入所者数の削減見込	2人 2人
(2) 地域生活支援の充実	地域生活支援の充実 強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備	1か所 1人 1回／年 実施
(3) 福祉施設から 一般就労への移行等	一般就労への移行者数 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への 移行者の割合 就労定着支援事業の利用者数 就労定着率	8人 1人 1人 就労移行支援事業所のうち、就労移行 支援事業利用終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が50%以上の事業 所の割合 11人 就労定着支援事業の利用終了後の一定 期間における就労定着率が70%以上 の就労定着支援事業所の割合 50% (2か所) 25% (1か所)
(4) 障がい児支援の 提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体 制の構築 ※保育所等訪問支援を行う事業所 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1か所 3事業所 2か所 2か所 1か所 4人
(5) 相談支援体制の 充実・強化等	基幹相談支援センターの設置 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・ 改善等を行うとともに、取組に必要な協議会の体制を確保	設置 実施 実施
(6) 障害福祉サービス等の 質を向上させるための 取組係る体制の構築	障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	構築

# 障害福祉サービス等の見込み

## ■障害福祉サービスの見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居住介護	人/月	219	224
		時間/月	3,483	3,530
	重度訪問介護	人/月	4	4
		時間/月	418	404
	同行援護	人/月	11	11
		時間/月	326	371
	行動援護	人/月	21	23
		時間/月	264	267
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0
		時間/月	0	0

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系サービス	自立生活援助	人/月	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	人/月	88	100
	※うち重度障がい者数	人/月	15	19
	施設入所支援	人/月	38	38

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	計画相談支援	人/月	101	110
	地域移行支援	人/月	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス	生活介護	人/月	232	239
		人日/月	4,029	4,152
	自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1
		人日/月	4	4
	自立訓練(生活訓練)	人/月	11	11
		人日/月	326	371
	就労選択支援	人/月	—	20
		人/月	20	20
	就労移行支援	人/月	416	436
		人日/月	458	458
就労継続支援A型	人/月	42	42	42
		人日/月	829	823
就労継続支援B型	人/月	137	145	154
		人日/月	2,100	2,231
就労定着支援	人/月	9	10	11
		人/月	6	6
短期入所(福祉型)	人/月	98	112	127
		人日/月	473	556
短期入所(医療型)	人/月	4	5	5
		人日/月	14	15



## ■障がい児支援の見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	165	190	218
	人日/月	1,147	1,348	1,583
放課後等デイサービス	人/月	346	393	446
	人日/月	3,643	4,104	4,624
保育所等訪問支援	人/月	13	23	38
	人日/月	32	64	128

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	3	3	2
障害児相談支援	人/月	80	90	102
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	4	4	4

## ■地域生活支援事業の見込み

必須事業											
項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	日常生活用具給付等事業		件	5	5	4
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	介護・訓練支援用具		件	17	16	15
相談支援事業	障害者相談支援センター	か所	1	1	1	在宅療養等支援用具		件	14	15	15
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	情報・意思疎通支援用具		件	18	20	23
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	排泄管理支援用具		件	297	305	312
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		件	3	3	2
成年後見制度利用支援事業		人	2	3	3	手話奉仕員養成研修事業(修了者)		人	12	12	13
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	移動支援事業		人	167	171	176
						時間		時間	11,898	11,768	11,639
						地域活動支援センター機能強化事業		か所	1	1	1
						人		人	36	36	36

任意事業												
項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
支援日常生活	日中一時支援	人	97	98	99	支援社会事業参加		障がい者スポーツ大会事業	人	110	110	110
	訪問入浴サービス事業	人	3	3	3			自動車運転免許取得助成	人	1	1	1
								自動車改造助成	人	1	1	1

## 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

発行 木津川市  
編集 健康福祉部 社会福祉課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9  
TEL 0774-75-1211（直通） FAX 0774-75-2083（直通）  
発行年月：令和6（2024）年3月